

『電話番号貸しサービス』利用規約 同意書

- 1 **(目的)** 株式会社シンフォネットは、契約を締結した者（以下、[利用者] とする）に対し、下記サービスのうち利用者が指定したサービス（以下、「本サービス」とする）を所定の料金によって提供するものとします。なお転送先の番号変更があった場合の契約内容は本契約に準ずるものとします。
 - 2 **(契約の成立)** 本契約は利用者が本契約書に定める各条項を承認し、本サービス申込の返信が、株式会社シンフォネットに到達した時点において成立します。尚、サービスの開始は、クレジットカードの決済、または口座引落用紙の返送と初回の振り込みを弊社で確認した後となります。
 - 3 **(費用等の支払い)** 利用者は株式会社シンフォネットに対し所定の月額基本料金・転送通話料実費等を申し込み時の支払い方法に準拠した期日までに支払うものとします。
 - 4 **(禁止事項)** 利用者は犯罪行為、法令違反行為その他社会的に非難されうる行為の目的のために本サービスを利用してはならない。また、他の利用者に迷惑を及ぼす行為は禁止するものとします。
 - 5 **(譲渡禁止)** 利用者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡してはなりません。またサービス解約時に、貸し出ししていた電話番号は、利用者に譲渡できないものとします。（ナンバーポータビリティによる電話番号継続対応も行いません）
 - 6 **(営業活動地域・住所)** 利用者が、法人または個人事業主である場合、03番号を利用する為には東京23区内、06番号を利用する為には大阪地域(06番号区域)で営業活動している事を、電話番号の貸し出し条件とします。
利用者が個人の場合、東京23区内、または06番号区域の住所を必要とします。
 - 7 **(解約)** 本サービスにおける利用契約を解約する場合、更新日の1ヶ月前までに株式会社シンフォネットに文書・またはメールにて通知することにより、本契約を解約することができます。
解約時の費用は日割り月割り計算ではございません。6ヶ月単位のご契約になりますので中途解約された場合も、残り月分の基本料のご返金はございません。ご使用の通話料を別途ご精算させていただきます。尚、解約の場合、貸与した電話番号は解約日にて停止の措置をとらせていただきます。その為、解約月の翌月1日(弊社休業日の場合は翌営業日)を以て電話番号は利用出来なくなります。
(一定期間電話番号変更等のガイダンスを流す対応はしていません)
- 利用者が次の各号の一つでも該当する場合は、株式会社シンフォネットは本サービスを解約することができます。また、当該電話番号以外の全ての契約中サービスを解約とし、今後においても株式会社シンフォネットの提供する全てのサービスの利用はできないものとします。
- (1) 弊社と友好関係を保てない、双方向のコミュニケーションが出来ない等の理由により、弊社の営業に支障が生じた場合、又は、その恐れがあると弊社が判断したとき
 - (2) 電話番号の利用がアダルト・出会い系・風俗営業・金融関連・マルチ商法・エモーショナル商品販売・詐欺商法・ギャンブル・政治活動・宗教活動等の業務に利用されていると確認された時、または疑わしいと判断したとき
 - (3) 利用者が期日までに基本利用料金の支払いを行わないとき
 - (4) 転送通話料の累計額が3000円を超えた際、弊社からお送りする請求書に記載してある請求額が7日以内に振込みされなかったとき
 - (5) 連絡先電話番号・連絡先メールアドレスが不通となったとき
 - (6) 申告した「業種」「利用目的」以外の用途で、貸与した電話番号が利用されたとき
 - (7) 利用者が本規約に違反したとき
- 8 **(機密保持)** 株式会社シンフォネットは、本契約に基づき業務上知り得た利用者に関する事実を第三者に漏

洩しません。ただし、捜査機関等の正式な申し入れによる正式な法的手続きに基づくときはこの限りではありません。

- 9 **(届出事項の変更)** 利用者の名称、代表者、住所、連絡先その他の事項に変更があった場合、利用者は速やかに株式会社シンフォネットに届けるものとします。
- 10 **(規約の改定)** 株式会社シンフォネットは、正当な理由で改訂が必要と判断した際に利用者の承諾なしに本規約の変更ができるものとします。なお、この場合、本サービスの利用条件は変更後の本規約に基づくものとします。
本規約は、当社ホームページ上で常時公表します。変更後の本規約は、株式会社シンフォネットが公表後、2週間が経過した時から効力を生じるものとします。
- 11 **(免責)** 利用者は天災地変、停電、電話線不通、通信業者の設備機器等の故障、国の政策・法律改正による規制、その他不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合、利用者はそれによって生じた損害を株式会社シンフォネットに請求せず、株式会社シンフォネットはその責任を一切負わないものとします。
- 12 **(損害賠償)** サービス解約後、以降完済に至るまで、利用者は売掛金額に対して年14パーセントの割合による遅延損害金を、弊社に支払うものとします。
- 13 **(所轄裁判所)** 本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。